

第5章 大綱ならびに基本方針の明示

第1節 大綱

本史跡の本質的価値と現状・課題をふまえて、史跡の目指すべき将来像を「大綱」として次のとおりに示す。

1. 江戸時代末期の海防情勢と近世の砲台として知るうえで重要な史跡として永く後世に残す。
2. 土佐藩砲台跡と須崎湾とのかかわりを含め、往時の情景や歴史的背景が体感できる整備を目指す。
3. 本質的価値を調査研究で掘り起こし、土佐藩砲台跡の価値を最大限に活かした公開・活用を実施する。

第2節 基本方針

第1節の大綱を実現させるために、調査・研究、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を示す。

(1) 調査・研究の基本方針

- ・本質的価値を構成する諸要素の調査研究を計画的に実施し、本質的価値を深化させる。

(2) 保存管理の基本方針

- ・土佐藩砲台跡の本質的価値を構成する諸要素である石垣、壘台、胸牆等を確実に保存し、後世に継承する。
- ・国史跡名称碑の設置や史跡境界の周知の改善により、史跡指定範囲を明示する。
- ・構造物や樹木の適正管理を行う。
- ・遺構の状態確認や清掃、植生管理などの日常的な維持管理を継続して行う。
- ・土佐藩砲台跡から須崎湾への眺望の改善を目指し、当時の姿を感じられる場を提供できる環境づくりに取り組む。
- ・土佐藩砲台跡の往時の姿を可能な限り保存するため、将来的に公有地化や追加指定を目指す。

(3) 活用の基本方針

- ・積極的な活用を通じて、史跡の保護意識醸成及び本質的価値の理解を促進する。
- ・史跡の理解を深めるため、既存公共施設等へのガイダンス機能の増設と充実を図る。
- ・学校教育や社会教育の場として活用を推進し、史跡の価値をより広く学習することができる機会を創出する。
- ・地域とともにまちづくりの一環として活用を図る取組を行う。

(4) 整備の基本方針

- ・本質的価値の価値が理解される効果的な整備を行う。
- ・史跡を適切に保存・活用するための整備を計画的に実施する。
- ・既存設備の有効性や配置を再検討し、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。
- ・来訪者が史跡の理解ができるようサイン施設の充実等の整備を行う。
- ・土佐藩砲台跡への交通アクセス環境の課題解決を目指す。
- ・来訪者が安全かつ快適に史跡を利用できる整備を行う。
- ・「西砲台絵図」(p. 41) を参考にしながら、往時の姿を再現できる整備を目指す。

(5) 運営体制の基本方針

- ・本史跡を管理している須崎市教育委員会は、史跡の本質的価値の保存継承に向けた体制を構築する。
- ・庁内との連絡調整体制を設け、関係課と連携した体制整備を進める。
- ・地元住民との協働による史跡保護の取組が進められるよう、体制整備を構築する。
- ・本史跡の状態確認や清掃など日常的な維持管理の体制を構築する。

第6章　4章ならびに5章に基づく方向性等の明示

第1節　調査・研究の方向性と方法

1 方向性

本史跡を構成する諸要素には、石垣、石階段、外堀、外堀（石垣）、墨台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）、煙硝薬莢室跡（薬室）がある。これらの諸要素を含めた遺構について、調査・研究を実施し、本史跡の本質的価値をより深化させ、保存・管理に向けて、記録を残す。

2 方法

（1）石垣の調査や記録

本史跡の石垣については、令和6年度に石垣自体の計測、石垣を含む史跡全体の地形測量及び石垣を構成している石材の割れや抜けの目視確認を行っている（「第2章第4節3 現況計測」参照）。今回の調査をふまえて、より詳細な石垣の状況を記録する必要があるため、石垣カルテの作成を進める。石垣カルテの作成にあたっては、現時点で確認できる面を対象として大きさや劣化の状況を確認し、記録する。

調査を行う際は、石材の割れや剥離の劣化により、孕みが進行している箇所を優先的に行う。

（2）発掘調査

発掘調査による当時の土佐藩砲台の範囲の明確化や追加指定を見据えて当時の姿を明らかにし、本史跡の価値を深化させる必要がある。

（3）文献資料調査

本史跡の当時の姿がこれまでよりも明らかになるよう、本史跡に関する文献資料の把握調査・研究を積極的に実施するとともに、本史跡の周辺状況についても調査を進めていく。

第2節 保存管理の方向性と方法

1 方向性

第1節の結果をふまえ、本史跡の本質的価値をより明確化したうえで、本質的価値を構成する諸要素を確実に保存する必要がある。そのため史跡指定範囲を明示し、適切な本質的価値の維持や状態把握に努めるほか、史跡指定地内にある構造物の撤去を検討する。また、現状変更等の取扱基準を定め、史跡の本質的価値が損なわれないよう保存・管理に努める。さらに地震や大雨等の自然災害から本史跡を守るため、『高知県文化財保存活用大綱』、『須崎市地域防災計画』に従い、災害時の対応に努める。

2 方法

2-1 基本的な保存管理の方法

(1) 遺構保存

遺構は基本的に現状保存とする。各遺構の状態について適宜確認し、復旧が可能となる記録を行う。特に石垣については孕みの進行状況を継続的に観察し、定期的な現状確認を実施する。

なお、遺構の保存状態の変化や構造的な懸念が認められた場合には、優先的に保護措置をとる。

(2) 標識（国史跡名称碑）の設置、史跡境界周知の改善

文化財保護法第115条第1項に基づき、早急に史跡名称を示す標識（国史跡名称碑）を設置する。また、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分については境界周知の改善を行う。

(3) 構造物の撤去の検討

第3章で分類した構成要素の分類に基づき、遺構との関係に応じて撤去を含めた構造物の取扱方針を検討する。また本史跡から須崎湾への景観を維持するためにも、将来的には移転・撤去に向けて調整する。

(4) 植生の管理

樹木による遺構への影響や史跡内の景観を考慮し、必要に応じて伐採も視野に入れて樹木管理計画の作成を含めて検討し、維持管理を行う。

(5) 定期的な巡回や清掃

本史跡の定期的な巡回や清掃によって、本質的価値を構成する諸要素のき損がないかを含め史跡の現状を把握し、被害が拡大しないよう早期発見に努める。

(6) 現状変更の取扱

現状変更の行為について、取扱方針や取扱基準を明確にし、厳密に運用することにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

a) 現状変更の取扱方針及び取扱基準について

現状変更は、文化財保護法第125条第1項に「史蹟名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りではない。」とあり、史跡指定地内において現状変更の行為を行おうとするときには原則文化庁長官の許可を受ける必要がある。また、現状変更の行為のうち軽微なものについては、文化財保護法第184条第1項の2及び文化財保護法施行令第5条第4項の1によって現状変更の許可、取消し、停止命令等の事務処理が須崎市教育委員会に権限が委譲される。

b) 法令で定められている現状変更の取扱基準

① 現状変更の許可申請が必要な行為

①-1) 文化庁長官による許可申請

文化財保護法第125条第1項に、史跡の現状を変更する、または史跡の保存に影響を及ぼす行為をする際は、原則文化庁長官の許可を受けなければならないとある。

具体的に許可が必要な行為は以下のとおりである。

- ・建築物、工作物の増改築、撤去
- ・整備による掘削、切土、盛土等の土地改変
- ・道路の新設、拡幅、舗装
- ・樹木の植栽、伐採
- ・史跡の保存、活用、整備のために必要な工作物の新設
- ・発掘調査
- ・上記以外で史跡の保存に影響を及ぼす行為

①-2) 須崎市教育委員会による許可申請

上記の行為で原則文化庁長官の許可が必要である一方で、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定された現状変更については、文化財保護法第184条第1項第2号の規定により都道府県又は市の教育委員会が行うことができるところである。

具体的な行為は以下のとおりである。

- ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で建築面積120m²以下）の新築、増築または改築
- ・建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築または改築、除却
- ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは、設置の日から50年を経過していない工作物の改修または除却
- ・土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕
- ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修
- ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管等の設置または改修
- ・木竹の伐採

- ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取

c) 現状変更の許可申請が不要な行為について記載

文化財保護法第125条第1項ただし書の規定により、現状変更について許可を受けることを要しない場合は、維持の措置、災害に伴う応急措置、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合である。現状変更の許可が不要な場合について、下記のとおりである。

許可申請が不要な行為	現状変更等の取扱基準
維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡のき損、衰亡している場合の現状復旧 ・史跡のき損、衰亡している場合の拡大防止のための応急措置 ・史跡の一部がき損、衰亡しており、現状復旧が不可能な場合の当該部分の除去
災害に伴う応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、台風等の災害時による被害箇所の応急措置及び被害拡大防止措置 ・被災後の崩壊工作物、倒壊樹木、土砂等の除去 ・立ち入り禁止柵等の工作物の設置
保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地内の清掃、除草、樹木の剪定等の日常的な維持管理 ・既存仮設物（移動式ベンチ、テーブル）の移動 ・倒木・危険枝の除去、建築物・工作物の小規模な修繕 ・土地形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置

d) 本史跡における現状変更等の取扱基本方針

本史跡の保存・活用を目的とした調査や整備以外で、本質的価値を構成する要素に対して悪影響を及ぼす行為、大規模な地形の改変、景観に悪影響を及ぼす行為については原則許可しない。

e) 本史跡における現状変更等の取扱基準

本史跡における構成要素ごとの現状変更取扱基準は以下のとおりである。

構成要素		現状変更の基準	
本質的価値を構成する諸要素	石垣	原則、保存のための現状変更以外は許可しない。 ただし、史跡の保存・活用を図ることを目的とした必要最低限な発掘調査は許可する。	
	石階段		
	煙硝薬莢室跡（薬室）		
	外堀		
	壘台		
	胸牆（玉除土手）		
	砲眼（砲門）		
本質的価値に準ずる諸要素	改変された石垣	原則、保存を基本とするが、史跡の保存・活用を図ることを目的とした移設は許可する。	
	改変された胸牆		
	砲弾台		
	記念碑		
史跡の保存・活用に有効な諸要素	サイン施設	案内板	保存・活用のための改修・新設は許可する。 保存・活用に不要なものの撤去は許可する。
		県史跡名称碑	
		史跡の注意板	
		鉄道の注意板	
		公園利用の注意板	
		駐車禁止の注意板	
	便益施設	境界杭	保存のための改修は許可する。
		照明灯	
		公衆トイレ	
		車止め	
		柵	
	公園施設	土羽コンクリート壁	保存・活用のための改修・新設は許可する。
		集水溝	
		衛生施設	
史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	公共物	水道蛇口	活用のための改修は許可する。
		水道管（トイレ横）	
		水道管（階段横）	
		カーブミラー	撤去以外許可しない。
		電柱	
		手洗い場	
	藤棚		

コンクリート	シーソーのコンクリート基礎	撤去以外許可しない。
	コンクリート構造物	
	コンクリート階段	
	コンクリート舗装道	
	コンクリートブロック	
植栽等	樹木	整備のために必要な場合は、許可する。
	花壇	撤去以外許可しない。
鉄製の柵		
公園施設	園路	
	場内区画線	

f) 今後想定される現状変更

今後想定される箇所での現状変更については、以下のとおりである。

種別	想定箇所（構成要素）	現状変更行為	許可権限者
発掘調査等	史跡の本質的価値を構成する諸要素に該当する構成要素すべて	史跡の保存・活用上、必要な発掘調査等	文化庁長官
修復・復元整備	石垣、煙硝薬莢室跡（薬室跡）	各種調査成果に基づいた修復・復元整備	文化庁長官
地形の改変	外堀、星台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）	史跡の保存・活用上、必要な盛土・切土等	文化庁長官
建築物 工作物	公衆トイレ、車止め、照明灯、砲弾台、記念碑、手洗い場、柵、各種注意板、土羽コンクリート壁、水道蛇口、園路、場内区画線、水道管、カーブミラー、藤棚、電柱、境界杭、コンクリート構造物等、花壇、鉄製の柵	設置（土地の形状を伴うもの）	文化庁長官
		設置（土地の形状を伴わないもの）	須崎市教育委員会
		増改築・撤去（設置から50年を経過しているもの、設置年月不詳なもの）	文化庁長官
		増改築・撤去（設置から50年を経過していないもの）	須崎市教育委員会
史跡の管理等	標識（史跡名称碑）、解説板（案内板）、境界標、囲いその他の施設	設置、改修	須崎市教育委員会
樹木	樹木	伐根、植栽、植樹	文化庁長官
		伐採	須崎市教育委員会
その他	史跡の本質的価値を構成する諸要素に該当する構成要素すべて	史跡の保存・活用上、必要な試験材料等の採取行為	須崎市教育委員会

※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に文化庁・高知県と協議・相談を行う。

(7) 災害時の対応

災害の場合、速やかに遺構の被害状況の確認を行い、必要に応じて遺構のき損が拡大しないよう応急措置等を行う。特に石垣においては、来訪者の安全確保および遺構の保存を目的とし、景観及び維持管理の観点を考慮したうえで、ロープ柵等の設置により、適切な離隔距離を確保する措置を検討する。

(8) 史跡の追加指定

本史跡周辺で史跡に関する遺構が確認された場合、条件が整い次第、公有地化や追加指定を目指す。

(9) 須崎湾への眺望

本史跡から須崎湾への眺望を確保するため、周辺環境の情報収集を行ながら改善していくことを検討する。

2-2 構成要素ごとの保存管理の方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法

a) 墓台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）

原状保存とし、土墨流出等の地形変化を未然に防ぐため定期的な巡回による点検を行う。また、長期的には必要に応じて地形測量を行うことにより全体の地形変化を確認していく。胸牆（玉除土手）の一部である石垣についても、石垣写真台帳や今後作成する石垣カルテを用いて石垣の経過観察を行い、維持管理に努める。

b) 石垣、石階段、煙硝薬薬室跡（薬室）

原状保存とし、令和6年度に作成した石垣写真台帳をもとに定期的な巡回の中で石垣の状態の経過観察を行う。さらに今後調査を経て作成した石垣カルテをもとに維持管理に努め、石の状態に変化がある場合には修復時に役立つ資料として記録する。石垣の孕みが進行した場合にはクラックゲージ等を用いた動態観測を行う。石材の割れ、抜け等については調査結果をもとに復旧する等の対策を検討する。また石垣崩落の対策として、必要に応じて石垣付近にロープ柵等を設置し、離隔距離を確保することを検討する。なお、当該の方法については、景観及び維持管理の観点にも十分配慮するものとする。

c) 外堀

平成20年度の試掘確認調査で土墨外壁下部に石垣が確認されており、遺構をき損しないよう地下の石垣の範囲を明示する等の遺構保護の対策を検討する。

また、外堀の範囲は不明確であるため、史跡指定範囲外にある外堀については周辺の情報収集を行うとともに関係者と協議しながら調査を進めていく。

(2) 本質的価値に準ずる諸要素の保存管理の方法

a) 改変された石垣

築造当時から残る石垣と同様に保存管理を行う。積み直しの際には現状の復元にとどまらず、築造当時の姿への復旧も検討する。

b) 改変された胸牆

築造当時から残る胸牆と同様に保存管理を行う。今後の発掘調査等の結果をふまえ当時の姿を体感できる整備を検討する。

c) 砲弾台

砲弾台を清掃し、将来的なあり方をふまえつつ配置する場所を検討する。また、当時の経緯等がわかるよう解説板等の設置を検討する。

d) 記念碑

記念碑を清掃し、将来的なあり方をふまえつつ配置する場所を検討する。また、当時の経緯等がわかるよう解説板等の設置を検討する。

(3) 史跡の保存・活用に有効な諸要素の保存管理の方法

a) 【サイン施設】案内板、県史跡名称碑、注意板（史跡、鉄道、公園利用、駐車禁止）

案内板や注意板（史跡、鉄道、公園利用、駐車禁止）については、内容の見直しや更新、本史跡内の設置箇所の検討を行う。また必要に応じて、新設・改修・撤去する。

県史跡名称碑は、高知県史跡に指定された際のものを設置しているが、国史跡名称碑を設置した際に来訪者に誤解を招かないよう配置を検討する。

b) 境界杭

本史跡とJR四国（旧国鉄）との境界として設置されたものである。史跡の境界を示すものであり、今後の取扱については現状維持を検討する。

c) 【便益施設】照明灯、公衆トイレ、車止め、柵、土羽コンクリート壁

本史跡の管理のための便益施設は、来訪者が安全・快適に見学するために必要な施設である。景観に配慮しつつ来訪者が快適に過ごせるよう衛生面での整備を検討する。

d) 【公園施設】集水枡

集水枡は、現在も機能しており、史跡内の排水施設として必要不可欠であることから今後も継続して利用する。

e) 【衛生施設】水道蛇口、水道管（トイレ横）、水道管（階段横）

水道蛇口は、壇台上部と公衆トイレ付近の2か所設置されている。将来的に公衆トイレ移

設後には、現在公衆トイレ付近に設置されている1か所に集約し、景観に配慮した整備を検討する。

(4) 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素の保存管理の方法

a) 【公共物】カーブミラー、電柱、手洗い場

カーブミラーは現在、通行車両や来訪者の安全確認のために利用されているため、現状は維持するが、今後のあり方を検討する。

電柱は、現在の利用状況を確認し、今後のあり方を検討する。

手洗い場は、水道蛇口の集約に伴い、墨台上部からの移設を検討する。また、移設先の状況に応じて活用や更新等を検討する。

b) 藤棚

築造当時から残る胸牆上に設置されている。本史跡の築造当時の姿や現在の景観を鑑み撤去を検討する。

c) 【コンクリート】シーソーのコンクリート基礎、コンクリート構造物、コンクリート階段、コンクリート舗装道、コンクリートブロック

史跡指定地内にある各コンクリート物は、撤去を検討する。

d) 【植栽等】樹木、花壇

本史跡の景観との調和及び地下遺構の保護を考慮し、樹木の伐採、花壇の撤去を検討する。

e) 鉄製の柵

本史跡の景観との調和を考慮し、撤去を検討する。

f) 【公園施設】園路、場内区画線

園路や場内区画線は、公園施設として使用されていたものであるが、史跡の規模を鑑みても必要性は乏しいため、撤去を検討する。

第3節 活用の方向性と方法

1 方向性

市民や来訪者に広く本史跡の価値について知つてもらうために、史跡指定地内は原則公開とし、本史跡に関する情報を発信する。また、学校教育や社会教育での場を設け、子どもから大人まで幅広い世代に本史跡を含めた歴史に触れる機会を創出する。さらに地域活性化の資源として、土佐藩砲台や幕末期に関連する文化財等の周辺文化財とともに活用していく。

2 方法

(1) 情報発信

a) デジタルによる情報発信

現在、須崎市のホームページでは「須崎市の文化財」の一つとして本史跡を紹介している。土佐藩砲台跡の特設ページを設置し、今後の調査を含め、多くの方が閲覧できるようにし、併せてSNSを通じて情報発信する。

b) リーフレットの設置

現在、須崎市役所、すさきまちかどギャラリーの2か所に設置されているが、今後設置箇所を増設する。また今後の調査で明らかになったこともふまえて掲載内容の更新を随時行う。

c) 広報すさきの活用

本市では広報も重要な情報源の一つであるが、文化財に関する情報は記載されていない。本史跡の今後の調査・整備状況の報告や市内にある文化財等の記事を掲載し、幅広く文化財について周知していく。

(2) 学校教育

a) 副読本の作成

現在、小学生の社会科副読本『すさき』に本史跡が掲載されている。学校教育と連携して、副読本の内容の見直しを行うことで、土佐藩砲台跡の学習機会を創出する。

b) 課外学習や出前授業

学校での社会教育や郷土学習の一環として校外(課外)学習や出前授業を行うカリキュラムを作成する。将来的には市内の児童・生徒全員が一度は本史跡に訪れる 것을を目指す。

(3) 社会教育

a) 歴史講座の開催

本史跡や幕末期をテーマとした歴史講座を開催し、多くの人が本史跡に興味を持てる機



現在のリーフレット（一部抜粋）

会を創出する。

b) 既存公共施設の活用

現在、ガイダンス施設は設置していないが、既存公共施設（交流ひろばすさき、須崎市立市民文化会館等）をガイダンス施設として活用し、本史跡の紹介の展示や解説を行う。また本史跡を題材としたシンポジウムの開催も検討し、多くの方が本史跡に関して学ぶ機会を創出する。

c) 発掘調査現場の公開

今後の調査・研究に資するために発掘調査を行う際には、地元住民の見学ができるよう発掘調査現場の公開を検討する。

(4) 地域活性化・観光資源における活用

a) 地域活性化

a-1) 地域との連携

現在、推進している海のまちプロジェクトや須崎市観光協会との連携を引き続き図りながら、本史跡や周辺文化財を活用したスタンプラリーやまちあるき等のイベント開催、台場印の発行、本史跡に関連した商品の開発を行い、本史跡をより一層身近に感じられる取組を検討する。

a-2) 周遊

来訪者に身近に感じられるよう、本史跡を含めた周辺文化財の周遊動線を検討し、活用の利便性を高めるよう努める。

b) 広域観光資源

本史跡と同時期に築造された台場がある自治体や幕末期に関連する周辺地域との連携を図り、地元住民だけでなく多くの来訪者を誘致し、本史跡の価値を理解できる取組を行う。

第4節 整備の方向性と方法

1 方向性

整備事業にあたっては、発掘調査や文献調査等を十分に行い、その成果に基づいて来訪者が本史跡について理解できる整備を行うものとする。なお、整備においては地域住民へ広く周知を行なながら進めるものとする。

2 方法

2-1 保存のための整備方法

(1) 遺構の保存のための整備

石垣や土壘等の遺構を良好な状態で保存するため、調査結果の把握に基づいて本質的価値を守る整備を行う。

(2) 標識（国史跡名称碑）、総合解説板の設置及び史跡境界周知の改善

史跡名称を示す標識（国史跡名称碑）や、本史跡全体や幕末期に関する解説を掲載した総合解説板を設置し、文化財としての価値を周知する。また市道等、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分については、サイン施設、柵、境界杭等により境界周知の改善を行うことを検討する。

2-2 活用のための整備方法

(1) 本質的価値にかかる整備

遺構については、来訪者に価値が伝わるとともに維持管理が容易な整備で、史跡の景観に配慮したわかりやすい表示を検討する。また、今後の発掘調査の結果をふまえ、煙硝薬莢室跡、胸牆、外堀等往時の姿や景観が体感できる整備を検討する。

(2) 本史跡を理解するための整備

a) 動線整備

来訪者が快適に散策できるようサイン施設の活用等により本史跡内の動線を設定し、遺構をめぐることができる整備を行う。

来訪者が安全に散策できるよう津波や地震等の災害時の避難経路を設定する。

b) サイン施設の整備

本史跡や遺構等の本質的価値を来訪者に理解してもらうため、発掘調査や既存資料調査の結果をもとに既存の案内板の内容更新や名称板、解説板の充実を図り、適所に配置する。

来訪者が安全に訪れるよう注意板の内容更新や配置箇所、誘導サインの内容検討や設置箇所の充実を図る。

c) 便益・管理施設の整備

c-1) 公衆トイレ

本史跡の近隣で移設場所の検討を進め、条件が整い次第移設する。移設までは、既存の公衆トイレを利用する。

c-2) 来訪者用駐車場

現在、来訪者用駐車場の整備はされていないため、本史跡周辺で来訪者用駐車場を整備できる場所を検討し、駐車場の整備を行う。

c-3) 柵・車止め

柵は、車両侵入防止や史跡と道路の境界として設置されているが、来訪者の安全面も考慮した機能を持つ柵として見直す。車止めは、車両侵入防止として設置しているが、施設として劣化しているため、修繕が必要である。なお、往時の姿に沿いながら景観に配慮しつつ配置や意匠性を検討する。

c-4) 照明灯

照明灯は、来訪者の安全のため明るさや照明灯の配置を考慮し、防犯機能として活用できるよう整備する。かつて3か所設置されていたが、現在は墨台の中央と西側の2か所のみである。夜間の安全、防犯のため、増設や修繕等を検討する。

d) デジタルコンテンツの活用

確認調査で発見された遺構や幕末期、築造当時の様子や本史跡から須崎湾の景観を現地で視覚的に理解できるよう、スマートフォンアプリ開発やVR・AR等のデジタルコンテンツでの活用を検討する。

e) 樹木整備

本史跡内にある樹木は、景観を考慮したうえで整備を行う。

墨台、胸牆、外堀及び石垣付近に位置する樹木は優先的に伐採を検討する。その他の樹木は状態を確認し、枯損木、衰弱木等の危険木については、伐採を検討する。また、眺望景観を阻害している樹木についても伐採を検討する。

第5節 運営・体制整備の方向性と方法

1 方向性

史跡の適切な保存・活用のため、本史跡を管理している須崎市教育委員会を主体とした管理運営整備を行う。保存・活用・整備の各種事業を行ううえで、府内関係課や上位機関、有識者との連携を強化し、史跡の保存・活用にかかる指導・助言を得ながら整備を進める。また日常的な維持管理等、地域住民が参加できる体制を整える。発掘調査や保存・活用、整備等にかかる財源を確保する。

2 方法

(1) 史跡全体

本史跡の保存管理は、管理している須崎市教育委員会が適切に実施することを基本とする。このため、担当課である生涯学習課は、保存活用事業の推進に必要な文化財に関する専門知識を有する人材の確保に努める。整備事業については、生涯学習課のみならず観光や防災、自然環境、都市計画等に関連する文化スポーツ・観光課、防災課、環境未来課、建設課等の府内関係部局との連携を強化する。

本史跡の保存・活用、整備を行う際は、文化庁や高知県及び有識者や専門家からの指導・助言を得ながら事業を推進する。

(2) 市民参画

本史跡と近世及び幕末期の文化財が関連付けられるよう、地元のガイド団体等と連携し、市内に点在する文化財等の情報を、本史跡と併せて発信できる体制を構築する。また来訪者との交流を行うことができる人材育成や活動を支援し、本史跡を後世に伝えることができる取組を行う。

日常の維持管理等の保存管理は、行政だけでなく地元住民や関係団体の理解を得ながら協力・連携できる体制を構築する。

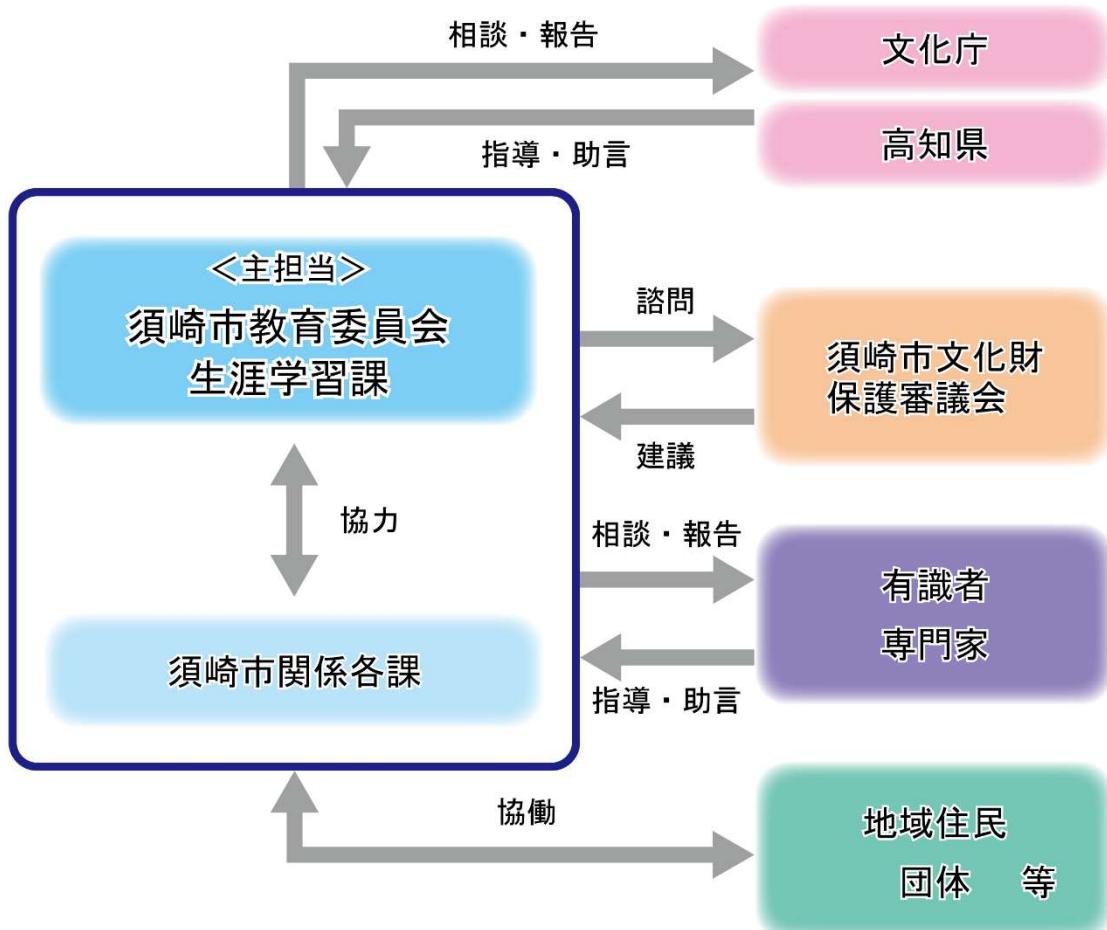


図 52 運営体制図

第7章 施策項目の設定と期間の明示

第1節 施策の内容

本章では、第6章に定めた本史跡の調査・研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備に関する方向性や方法を実現する施策を整理し、実施方法や期間等を提示する。

本計画の計画期間は、令和8年度～令和17年度の10年間としており、短期、中期に区分する。短期計画は令和8年度～令和12年度、中期計画は令和13年度～令和17年度とする。また計画期間以降（令和18年度以降）を見据えた長期的な視点での取組についても検討する。

第2節 施策の実施期間・実施計画

1 短期計画（令和8年度～令和12年度）

整備基本計画の策定を進めながら、史跡指定範囲内の不要構造物の撤去や防犯対策、便益施設等の整備等を進める。周辺地域の情報収集も行い、必要な敷地の確保を目指し駐車場の整備等を検討する。また、石垣カルテを作成し、本史跡の日常点検や運営体制の構築を目指す。

2 中期計画（令和13年度～令和17年度）

短期計画での取組や生じた課題を精査し、引き続き本史跡内や周辺の整備を進め、発掘調査に着手していく。また、教育関係、地域活性化等への活用についても検討していく。

3 長期計画（令和18年度以降）

発掘調査の成果に基づいた整備や、教育関係、地域活性化等への活用を進めていく。

表 12 施策の実施計画

項目	施策	内容	期間									長期 適時	
			短期（5年以内）					中期（10年以内）					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
基本 項目	保存活用計画の認定・見直し	保存活用計画の文化庁認定											
	整備基本計画の策定	保存活用計画の見直し											
調査 研究	文献資料調査	整備基本計画の策定											
	樹木医診断	文献資料調査											
	石垣の維持・管理	樹木の適正管理											
		石垣の詳細カルテを作成											
		発掘調査計画、現状変更等											
		砲眼 発掘調査											
		胸壁 発掘調査											
	発掘調査	外堀 発掘調査（史跡指定範囲内）											
		外堀 発掘調査（史跡指定範囲外）											
保存 管理		平地 発掘調査											
		石材や石垣内部の調査											
	維持管理	定期的な巡回											
		定期的な清掃											
	遺構保存	石垣安全柵の整備											
	地形測量	地形測量を実施し、史跡内の土地形状の確認											
	標識の設置	史跡名称を示す標識（国史跡名称碑）の設置											
		カーブミラーについて検討											
		電柱について検討											
		県史跡名称碑の移設について検討											
		記念碑の移設について検討											
		砲弾台の移設について検討											
		手洗い場の移設について検討											
	サイン施設の整備	サイン内容の更新											
	追加指定	指定範囲の追加指定を目指す											
	周辺環境	須崎湾への眺望の改善											
活用	情報発信	ホームページの更新、SNSでの情報発信											
		広報すさきの活用											
		リーフレットの更新											
	学校教育	課外学習や出前授業											
		副読本の見直し											
		歴史講座の開催											
	ガイダンス施設	ガイダンス施設の充実											
		地域活性化（まちあるき、台場印、イベント企画等）											
		発掘調査の現場公開											
	広域観光	広域観光資源											
整備	施設整備	敷地の確保	駐車場整備や公衆トイレの移設のため近隣敷地の確保を目指す										
		リーフレット設置箇所の増設											
		駐車場整備											
		藤棚の撤去											
		コンクリート塊の撤去											
		園路、場内区画線の撤去											
		花壇の撤去											
		鉄製の柵の撤去											
		石階段、コンクリート舗装道の撤去											
		総合解説版の設置											
		公衆トイレ撤去、新設											
		史跡境界周知の改善											
	遺構整備	柵の更新											
		照明灯の更新、増設の検討											
		車止めの更新											
		薬室跡の復元											
		外堀の整備											
	樹木整備	豊台北部の失われた胸牆等の整備											
		樹木伐採											
運営 体制	体制の整備	デジタルコンテンツ	アプリ、VR、AR等のデジタルコンテンツでの活用検討										
		発掘調査等を進めるための文化財専門職員の確保											
		専門家等による委員会の設置											

第8章 本計画の実現に向けた方向性と方法の明示（経過観察）

第1節 方向性

本史跡を適切に保存・活用・整備をするためには、本計画の第6章で述べた調査・研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の方向性やその方法に基づき、経過観察を行う必要がある。これらは将来にわたり継続して行うことが肝要であり、その都度現況を把握し課題等を抽出して改善していくことが求められる。そして本史跡を確実に後世へ引き継ぐために、文化庁記念物課監修の『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』に示される①計画策定（Plan）→②事業実施等（Do）→③自己点検（Check）→④計画の見直し（Action）というサイクルに基づきマネジメントを進めていく。

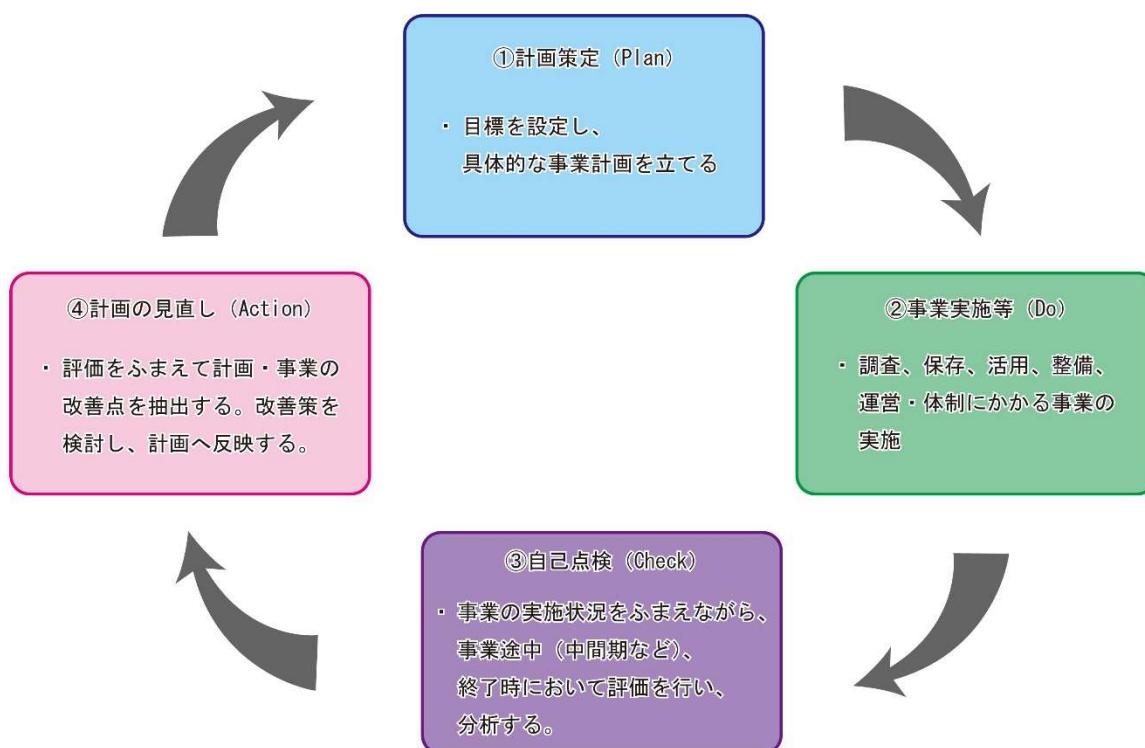


図53 マネジメントサイクル模式図

第2節 方法

経過観察の方法としては、各種事業の実施状況、事業の成果、課題等を把握するための定期的な自己点検の実施が挙げられる。なお、本計画における点検は、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』を参考に作成した自己点検表案（表13）を用いて、須崎市教育委員会が主体となって実施する。自己点検後は、須崎市文化財保護審議会や専門家等に点検結果を報告し、助言を受け、事業内容の修正や保存活用計画等の見直し時に反映を行うよう努める。

表13 自己点検表案

史跡等の名称	土佐藩砲台跡			
管理団体、所有者名	須崎市			
項目	実施例	取組状況		
		未取組	計画中	取組済
(1)基本情報に関すること	標柱は適正に設置されているか	1	2	3
	境界標は適正に設置されているか	1	2	3
	史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3
	説明板は適切な位置に設置されているか	1	2	3
(2)計画策定等に関すること	保存活用計画に基づいた、保存・活用・整備・運営がなされているか	1	2	3
	保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3
(3)保存に関すること	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3
	調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3
	遺構の劣化状況や保存環境に関わる調査はされているか	1	2	3
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3
	災害対策は十分になされているか	1	2	3
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3
(4)管理に関すること	日常的な管理はなされているか	1	2	3
	史跡周辺の環境保全のために地域住民との連携が図られているか	1	2	3
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3
(5)公開、活用に関すること	学校教育や生涯学習における活用ができているか	1	2	3
	情報発信は適切に行われているか	1	2	3
	パンフレット等は更新及び活用されているか	1	2	3
	地域活性化に向けた取組が行われているか	1	2	3
	文化的観光資源として活用されているか	1	2	3
	全国関係自治体と連携した取組が行われているか	1	2	3
	既存公共施設をガイダンス施設として十分に活用できているか	1	2	3
保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(6)整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3
	史跡等の表現は学術的根拠に基づいているか	1	2	3
	整備は遺構等に影響を及ぼしていないか	1	2	3
	整備後の経過観察は適切に行われているか	1	2	3
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3
	樹木整備は適切に行われているか	1	2	3
	整備における目指すべき将来像の姿を実現できているか	1	2	3
	保存活用計画に基づいて整備されているか	1	2	3
整備基本計画に基づいて整備されているか	1	2	3	
(7)運営・体制・連携に関すること	運営は適切に行われているか	1	2	3
	体制は十分に整っているか	1	2	3
	府内関係各課、上位機関、地域住民等との連携は十分にできているか	1	2	3
(8)予算に関すること	予算確保のための取組はあるか	1	2	3

卷末資料

1. 参考文献

本計画の作成にあたり、参考にした文献等を下記に示す。

(左から著者(編者)、出版年、書籍名、発行)

第1章

- ・須崎市地震・防災課地域おこし協力隊 (2020)
『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』須崎市
- ・高知県立歴史民俗資料館 (1992)『高知県立歴史民俗資料館年報』高知県歴史民俗資料館
- ・須崎市 (2025)『須崎市総合計画』須崎市
- ・須崎市教育委員会 (2024)『第3期須崎市教育大綱』須崎市
- ・須崎市教育委員会 (2024)『第3期須崎市教育振興基本計画』須崎市
- ・須崎市 (2025)『須崎市地域防災計画(地震・津波火災災害対策編)』須崎市
- ・須崎市 (2022)『須崎市森林整備計画』須崎市
- ・高知県 (2021)『高知県文化財保存活用大綱』高知県

第2章

- ・文化庁 国指定文化財等データベース (2025年7月17日確認)
- ・高知県 (1928)『高知縣史蹟名勝天然記念物 第一輯』高知県
- ・須崎市教育委員会 (2008)『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』須崎市教育委員会
- ・須崎市史編纂委員会 (1974)『須崎市史』須崎市
- ・須崎市史編纂委員会 (2015)『須崎市史 平成26年編』須崎市
- ・高知県 (2014)『高知県公報号外 第28号』高知県
- ・高知県レッドデータブック(動物編)改訂事業 改訂委員会 (2018)
『高知県レッドデータブック2018 動物編』高知県林業振興・環境部 環境共生課
- ・須崎史談会 (1995)『須崎史談』第103号 須崎史談会
- ・西ヶ谷恭弘 編 (2002)『国別城郭・陣屋・要害・台場事典』東京堂出版
- ・高知県立埋蔵文化財センター 講座「土佐の砲台跡」(2025年6月18日確認)
- ・須崎市議会事務局 (2024)『須崎市政概要2024』須崎市議会事務局
- ・総務省 (2020)『国勢調査』
- ・高知県 編 (1977)『高知県史 古代中世史料編』高知県
- ・川勝政太郎 (1978)『日本石造美術辞典』東京堂出版
- ・西本沙織 (2020)「四国の石造層塔」『日引』第17号 石造物研究会
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会 編纂 (1986)
『角川日本地名大辞典 39 高知県』角川書店
- ・木村剛朗 (1983)『高知県梼原の縄文遺跡と遺物-県西部縄文期の内陸部における様相-』
自費出版

- ・山本大監修（1983）『高知県の地名 日本歴史地名体系 40巻』平凡社
- ・岡本健児編著（1989）『日本の古代遺跡 39 高知』保育社
- ・高知県文化財団埋蔵文化財センター（1996）
『須崎道路（吾井郷地区）埋蔵文化財確認調査報告書 高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第26集』高知県文化財団埋蔵文化財センター
- ・高知県文化財団埋蔵文化財センター（1998）
『飛田坂本遺跡-四国横断自動車道（伊野～須崎間）建設に伴う発掘調査報告書- 高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 第35集』高知県文化財団埋蔵文化財センター
- ・寒川旭（2007）『地震の日本史-大地は何を語るのか-』中公新書
- ・荻慎一郎・森公章・市村高男 他（2001）『高知県の歴史 県史39』山川出版社
- ・国史跡土佐藩砲台跡 リーフレット

2. E. 史跡の活用に関する諸要素

第3章第3節で示した「E. 史跡の活用に関する諸要素」を下記に示す。

(分布図は p. 86 図 51 参照)

要素	概要
 新莊川	<p>平成 24 年（2012）に絶滅種と指定されたニホンカワウソが、昭和 54 年（1979）に最後の生息が確認された川として知られる。須崎市史には文久 4 年（1864）に下分村の御山番が西砲台構築にあたり、石垣の石を寄付したとの記述がある。また、地域住民によると寄付された石は新莊川の河石であるといわれている。</p>
 新莊川河口～角谷岬海浜	<p>昭和 41 年（1966）に土佐藩砲台から発射されたと思われる砲弾が発見された場所である。砲弾は、現在須崎市教育委員会で保管している。</p>
 二つ石大師堂	<p>昔の西町大師堂付近は、海中に突き出た岬であった。先端には大きな二つの岩があり、その間を廻って通行していたため海に転落する者や水死するものが多く難所であった。ある時、弘法大師が巡礼の際に水難防止と航海安全を祈願して仏像を刻み、お堂を創建したのが二つ石大師の起源と伝えられる。その後、二つ石は砂中に埋没し市街地の一角となつたが、令和 4 年（2022）に発掘調査され、数百年ぶりにその姿を地表に表すこととなり、現在公開されている。</p>
 大善寺	<p>大善寺は、和州長谷寺小池坊の末寺、弘法大師の開基、本尊阿弥陀如来は惠信（源信）作と伝えられている。境内には、須崎市指定文化である筆塚（右写真）がある。下分村出身・下元西州の死後天保 14 年（1843）に廃筆を埋め、台座の上に石碑が建てられた。</p> 



須崎送番所の地

中村街道に沿った現中町2丁目の北西隅に置かれた送番所跡で、開設は元禄期（1688～1704年）以前といわれるが不明である。

文久元年（1861）の須崎郷浦納処取扱並地下仕法差出（甲藤氏蔵）によると、当番所には平日は送夫20人、伝馬2疋が常駐し、東の戸波郷（現土佐市）、西の久礼村（現高岡郡中土佐町）へ公文書・官物・役人などを運ぶ業務を行った。



ノルマントン号事件の碑

明治19年（1886）10月、横浜発神戸行きの英國汽船ノルマントン号が紀州沖を通過の際に難破した。船長以下26人の外国人船員全員はボートで脱出したが、日本人乗客25人全員が水死した。そのなかに、新土居（現津野町）の山崎正善も乗船していた。裁判では、不平等条約により船長は無罪となり、裁判の不当性に国民は憤慨した。政府は条約改正に向けて諸外国と交渉を重ねて条約改正に成功し、日本が近代国家へと発展していくきっかけとなる。この碑は、条約改正を祝って海に近いこの場所に建てられたものと思われる。



須崎八幡宮

正安3年（1301）、この地に八幡宮が祀られていた。須崎城主であった戦国末期の武将津野孫次郎親忠が奉納したと伝えられる甲冑、武者人形が保存されている。宝永の大地震の津波で八幡宮の神輿が伊豆まで流されたが、流れ着いた伊豆では豊漁が続いた。この噂が須崎市まで伝わり、伊豆まで神輿を迎えて行ったことが木札に記録されている。須崎市指定文化財の「絵金の芝居絵」が保管されている。



恵比須（蛭子）神社

天正期、長宗我部地検帳に「夷ヤシキ」と記録されている。江戸時代、町が大火で燃えたとき、この神社が焼け残ったことから町の繁盛と火を防ぐ神としてあがめられている。藩政時代には奉納相撲が行われ、蛭子相撲といつて近隣にも聞こえていたという。



圓龍寺の句碑

境内に松尾芭蕉の句碑と2つの句碑が建っている。須崎の文人が、「奥の細道」の句集を編した俳人芭蕉を畏敬して建立した。

「春もやや景色とのふ月と梅」。

芭蕉句碑を天保11年（1840）一盤社中が建立した。

「かねてより脱ぐべき笠や月と梅」

六華庵茶夕の句碑は明治36年（1900）に建立した。

「喜心を移せば等し月と梅」

四沢庵春江（医師宮尾司）の句碑は明治43年（1907）に建立した。



須崎村庄屋敷跡

山内藩政時代、須崎村（郷浦）に庄屋が置かれ、川渕氏が幕末まで代々世襲をして村方の支配をしてきた。幕末期には、土佐勤王党で天誅組に参加し、大和十津川で倒幕の兵を起こした吉村虎太郎が転任してきた。虎太郎は、郡奉行の役人と宴席で口論となり呼び捨て事件を起こす。その後、下分村庄屋（新莊）へ転任となる。明治15年（1882）から須崎での伝道が開始され、明治39年（1906）に教会が建設され、現在は日本キリスト教団須崎教会である。

すさきまちかどギャラリー
(旧三浦邸)

江戸末期から続く商家で、酒造、米穀業、製紙業、金融など多岐にわたる事業を行い、須崎の町の発展に大きく寄与した三浦家の元邸宅である。大正5年頃（1916）築といわれる塗屋造りの建物は高知を代表する商家建築である。国登録有形文化財であり、現在はすさきまちかどギャラリーとして活用されている。



津野神社（孝山寺跡）

創建年代不詳、戦国末期津野家最後の当主津野孫次郎親忠を祀る。親忠は土佐国主長宗我部元親の三男に生まれ、幼少より津野家へ養子として入る。豊臣秀吉の四国討伐後は人質として大坂へ行く。文禄の役（1592年）に従軍渡海する。城下を姫野々より港町須崎へと移し領国経営に専念するが長宗我部家の内紛により岩村（現香美市土佐山田町）に幽閉され、関ヶ原合戦（1600年）の後に切腹する。領民は孝山様として各地にお堂を建立する。



地蔵台座碑

宝永大地震に関わる供養の石仏として、大善寺（写真左）と津野神社（写真右）に台座に乗る地蔵石仏がある。2基の台座は1字のみ異体字で同文が刻まれている。銘文をみると、被害状況や宝永地震後の33回忌に石仏と台座2基が造立されたものであることがわかる。



住吉神社

創建年代不詳、天正15年（1587）長宗我部地検帳に「若宮馬場」と記録されている。住吉三神を祀っている。住民に住吉様と親しまれ航海の安全、漁業の守護神として信仰されてきた。戦前に昭和天皇がご巡行のおり、軍馬をご拝謁されたところでもある。



須崎新町津波之碑

須崎市内で発生したチリ地震津波被害を受けて実施した対策事業の竣工を記念して建てられた碑である。



原町の地蔵堂

古くから火除けのお地蔵様として信仰されてきた。昔から原町に火災がないのは、このお地蔵様のご利益と伝えられてきた。宝永4年（1707）の大地震のあり、津波が本堂まで押し寄せ屋根上の宝珠の部分のみが見えていたという。須崎村の溺死者は約400人と記録されている。境内には、昭和南海大地震の碑（右写真参照）がある。



糺鴨神社

創建年代不詳、天正15年（1587）の長宗我部地検帳に「糺宮（ただすのみや）」と記録されている。京都加茂上社、下社を勧請した。下鴨社の境内地は糺の森と言われ、この森に由来して糺鴨神社という。また、天神社を合祭しているところから天神様でも親しまれている。

梅画の名人といわれ、宝永津波溺死の塚の撰文で有名な古屋竹原も厚く崇敬した神社で、古屋家の寄進した刀や絵馬が伝わる。

須崎市指定文化財に「糺鴨神社の日本刀」があり、現在は高知県立歴史民俗資料館で保管されている。



發生寺

幕末期発生寺は、住職であった智隆和尚の勤王の志が厚く、近隣の郷士や庄屋たちの密会の場であったという。寺院内には坂本龍馬首切り地蔵（右写真参照）がある。また須崎市指定文化財である「勤王僧智隆の真跡」や「発生寺の木造聖観音立像」がある。



須崎小学校
(高岡郡奉行所跡・文武館跡)

藩政時代、山内氏入国当初は須崎に代官職が置かれ、柏原氏3代が任命された。幕末期になると異国船が頻繁に渡来するようになり海岸防護のため嘉永6年（1853）に郡奉行2人が常駐し、郡内の子弟を教育するために文武館が建設された。現在は須崎小学校である。



円教寺

円教寺は、大永4年（1524）に建立したと伝えられている。明治6年（1873）、14代龍照師は、私塾の寺子屋を改めて簡易小学校とした。これが当地小学校のはじまりであった。前庭にある大イチョウは須崎市指定文化財である。



お馬神社（お馬堂）

土佐の夏を彩る「よさこい鳴子踊り」のメロディー、よさこい節に歌われる「坊さん、かんざし買うを見た純信・お馬」のお馬さんを祀っている。お馬さんは、鋳掛け屋の娘として生まれ、五台山竹林寺の僧、純信と恋仲になったお馬さんは、世間の非難の中で、遂に駆け落ちしたが、捕えられ高知に連れ戻された。その後は別々に追放され、結局、二人の恋はかなわぬままに終わった。追放後のお馬さんは、須崎市に住み、17歳の時に大工米之助と結婚し、2男2女をもうけて約30年間暮らした後、明治18年（1885）東京へ転居した。

お馬さんゆかりの地にお馬堂が建てられ、「縁結びのご利益がある」として親しまれている。



宝永津波溺死の塚

宝永大地震の際の溺死者400人余を改葬し、その150年忌の塚である。安政3年（1856）に建立され、須崎における地震と津波の教訓が刻まれている。須崎市指定文化財である。

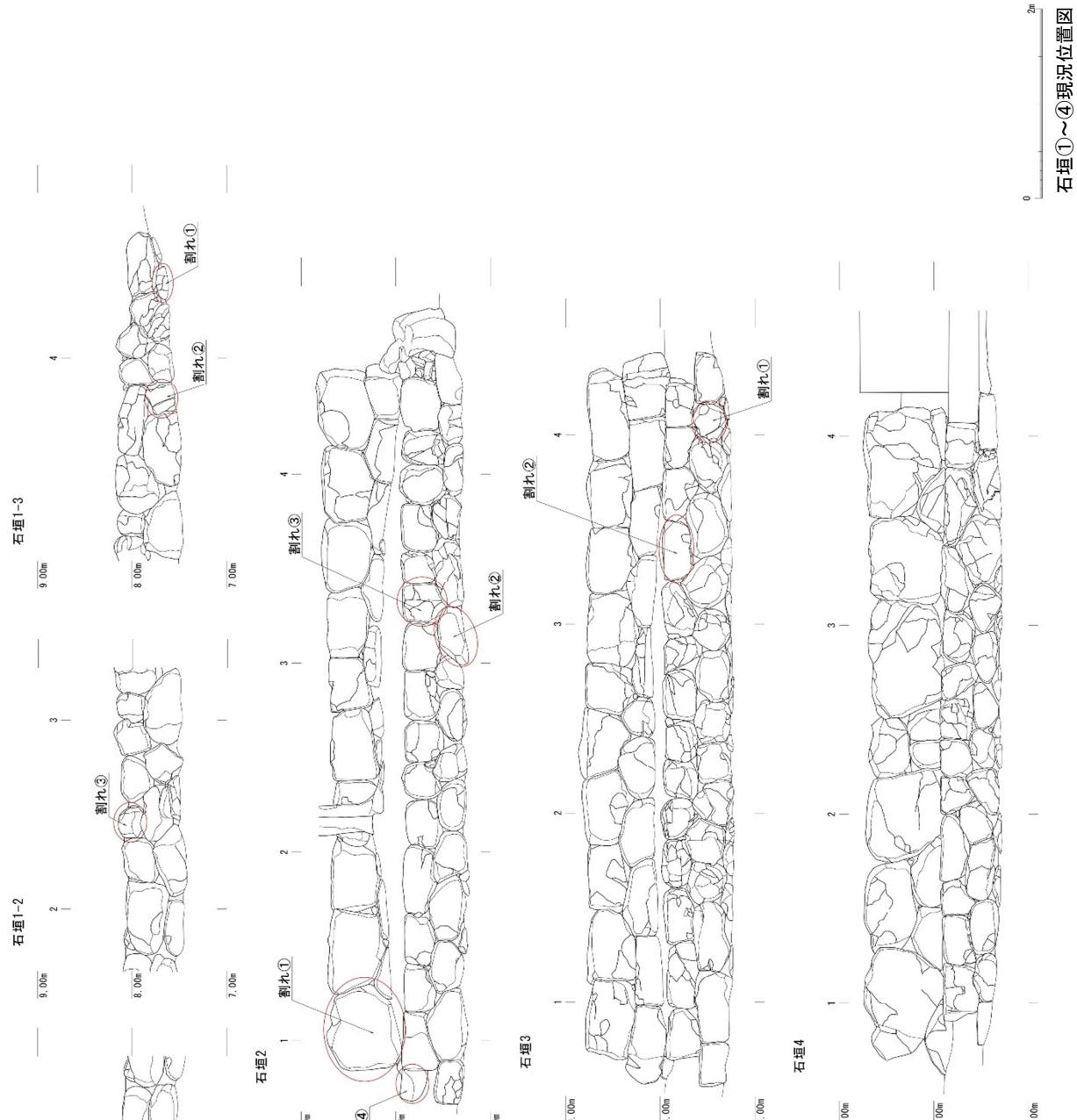


須崎城跡

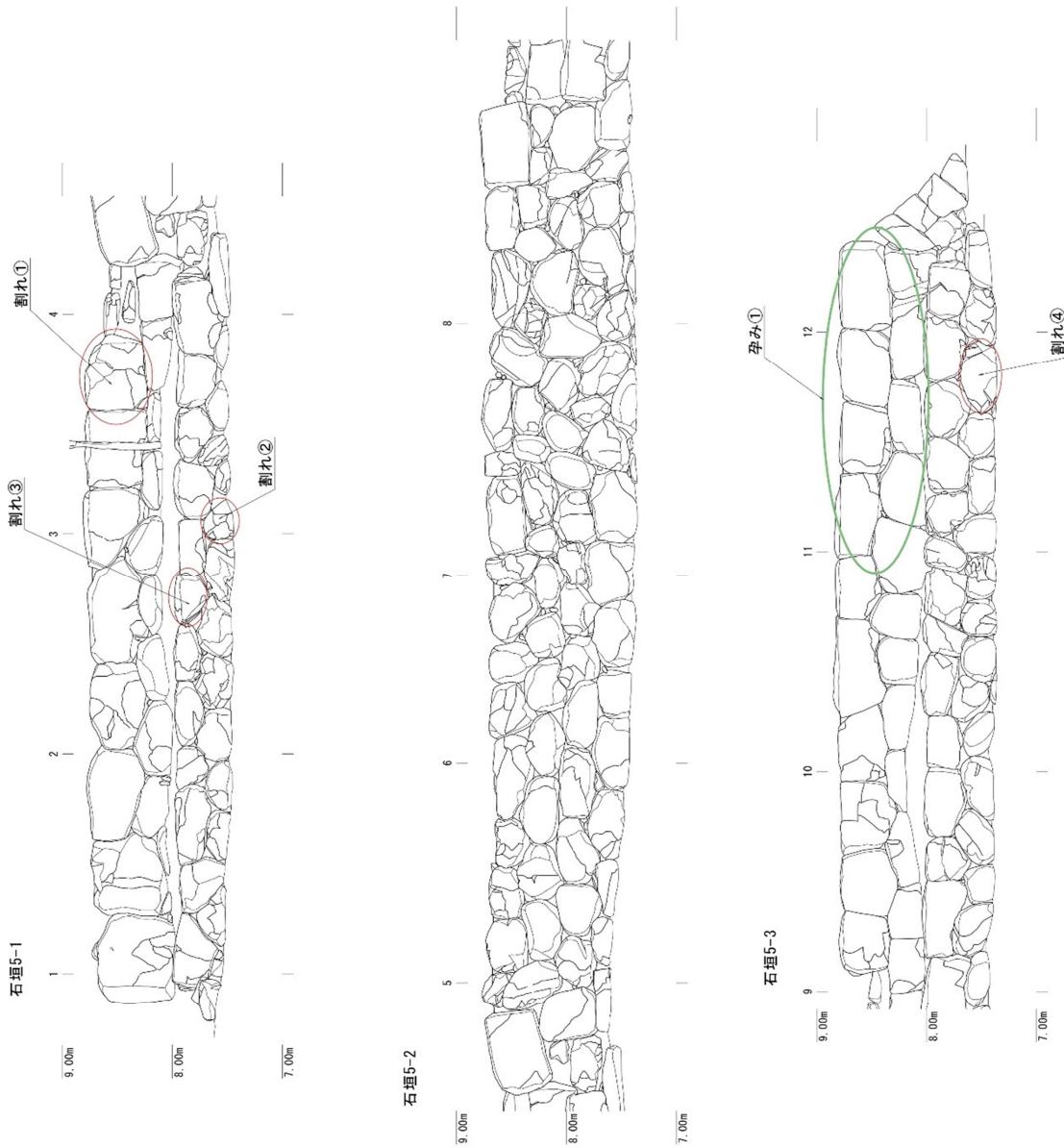
須崎湾の奥、湾に接して南北にそびえる城山で鰯招城（鰯振城）、犬帰城（犬戻城）、鳥越城の3つの峰からなる。鰯招城（鰯振城）は、津野氏が半山から須崎へ移った際に築いたとされている。犬帰城（犬戻城）は、標高150mのところにある津野氏が築いた番城である。鳥越城は、最も古い城跡と伝えられ、津野時代には番城であった。写真は、城山公園である。

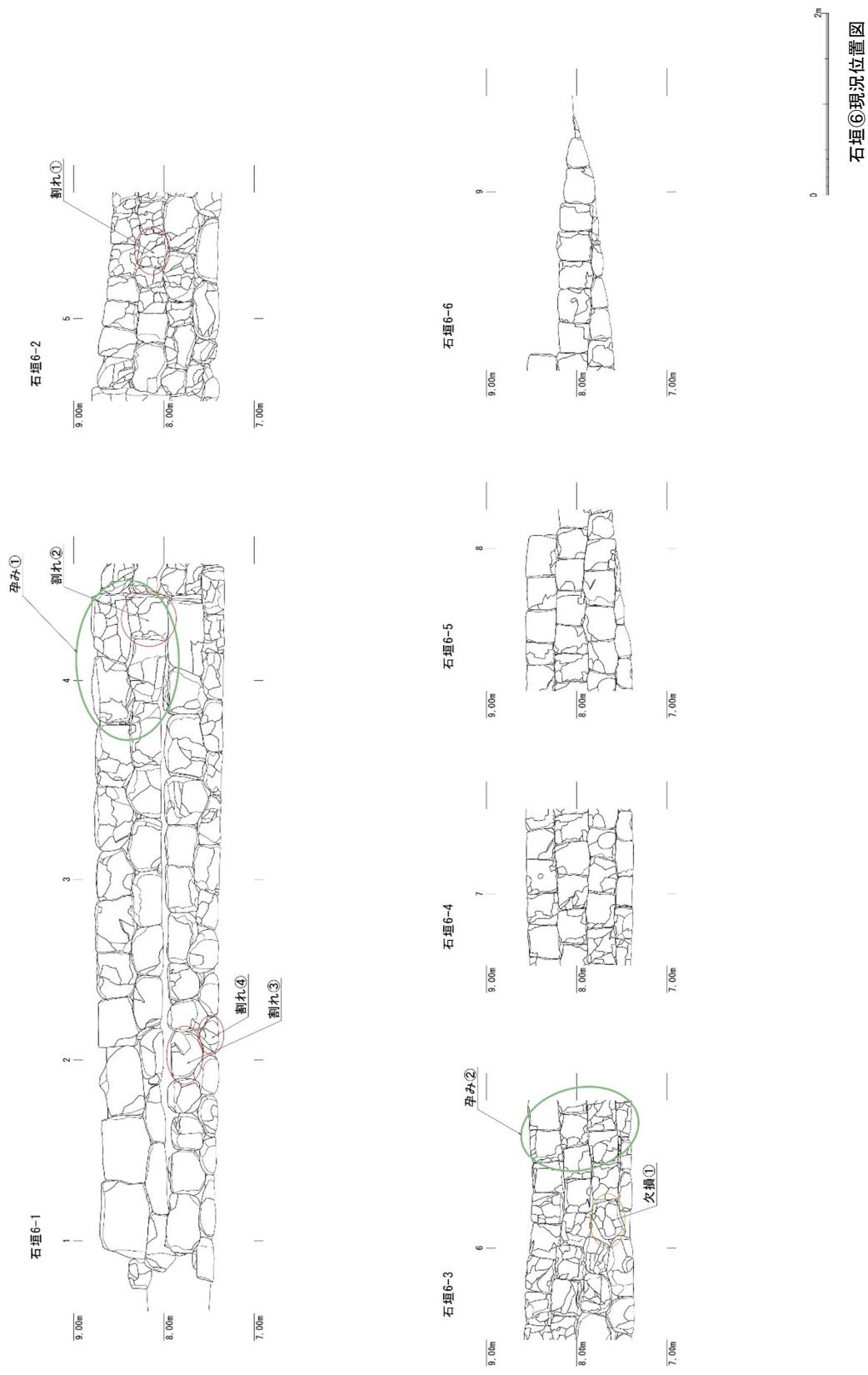
3. 石垣立面図

令和6年度に実施した石垣測量及び石垣現況調査を踏まえて作成した石垣立面図を以下に掲載する（石垣⑧、⑨現況位置図は再掲）。

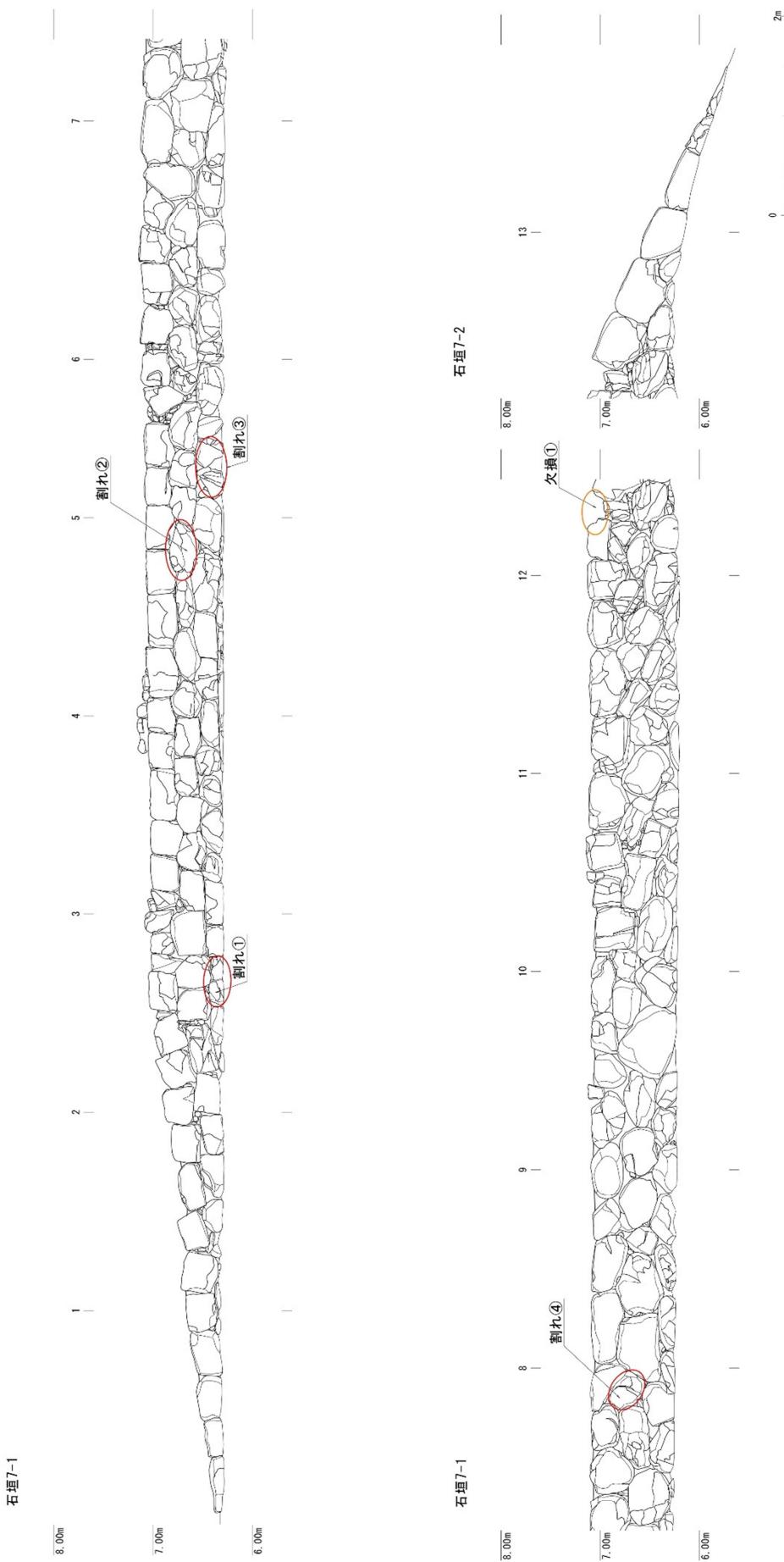


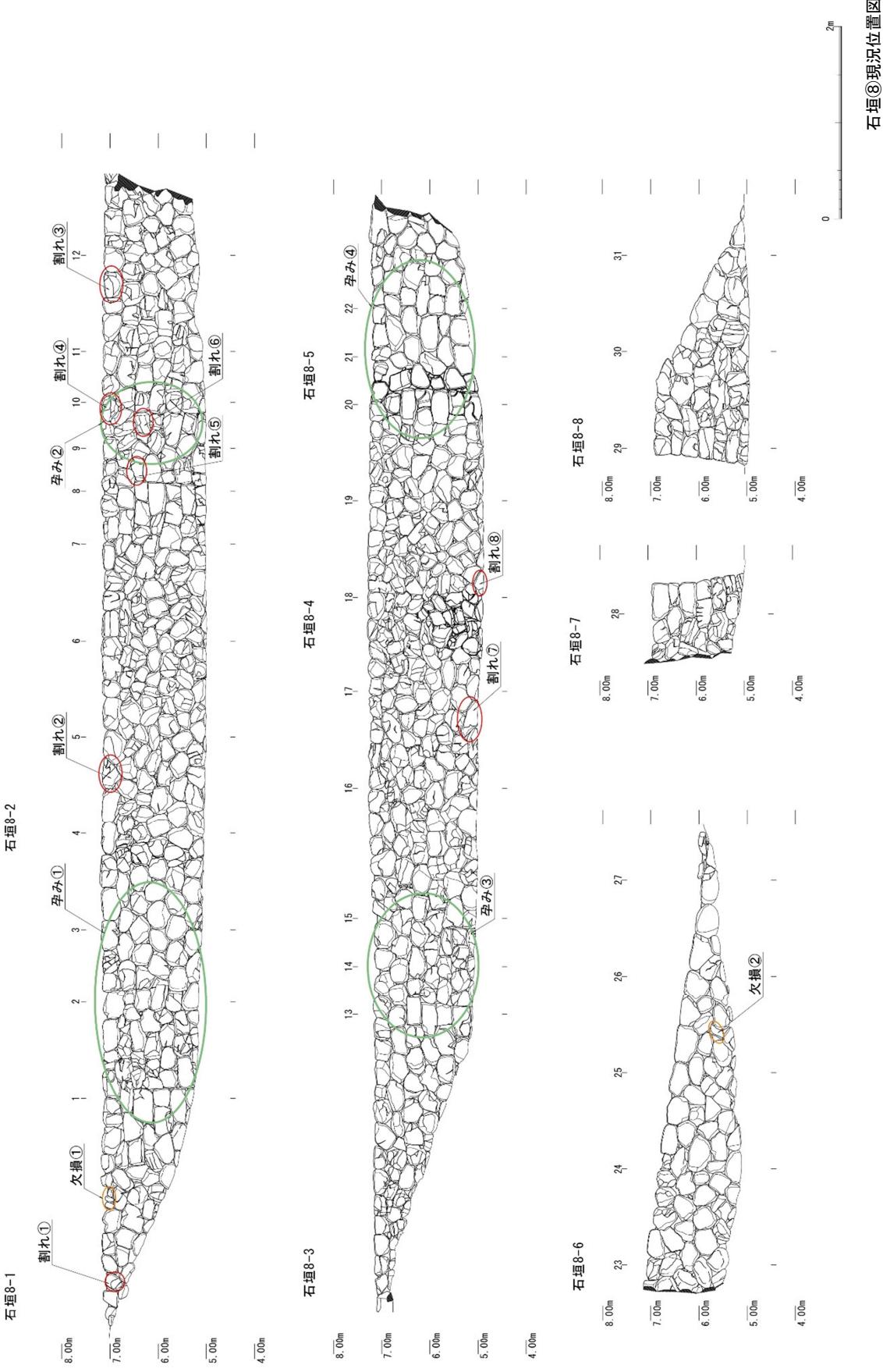
石垣⑤現況位置図
2m
0



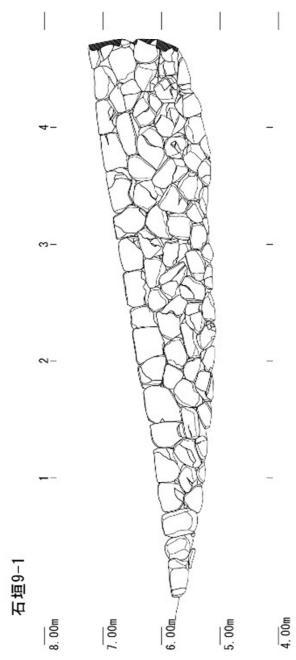
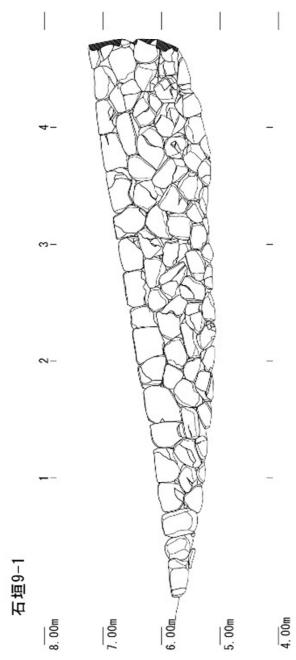
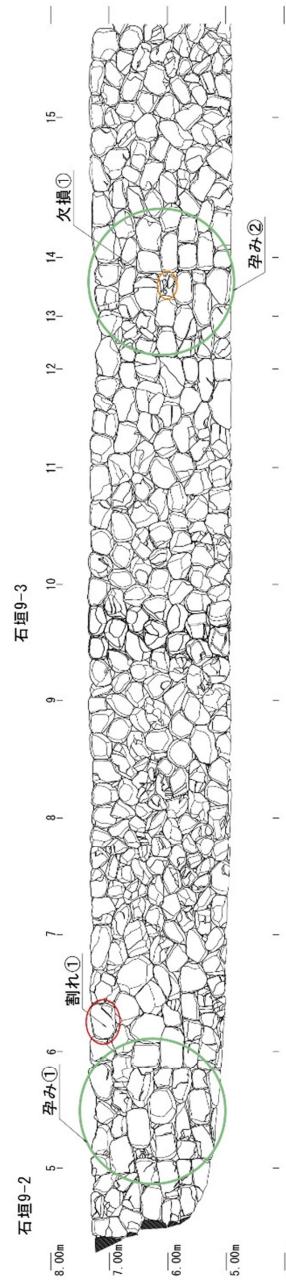
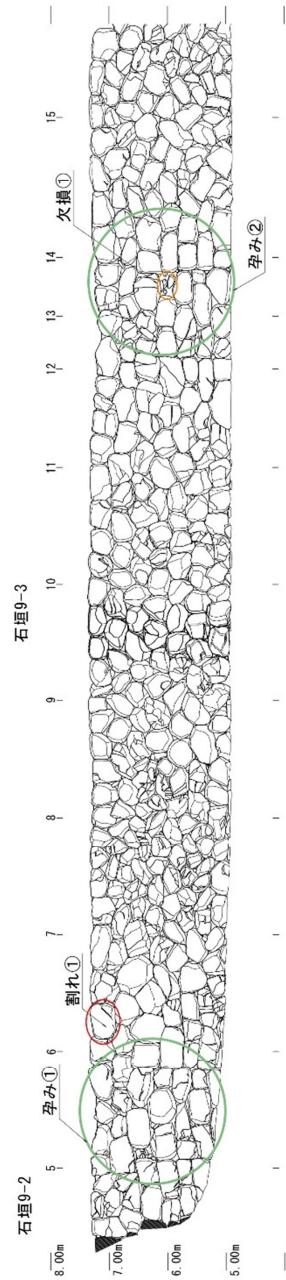
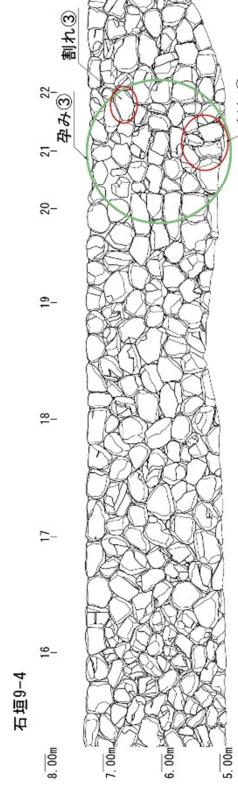
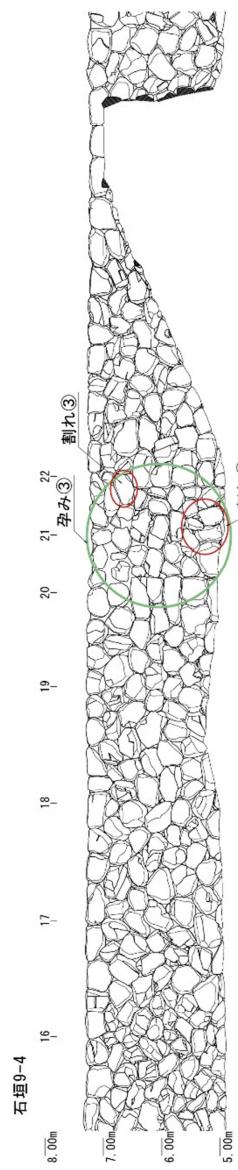


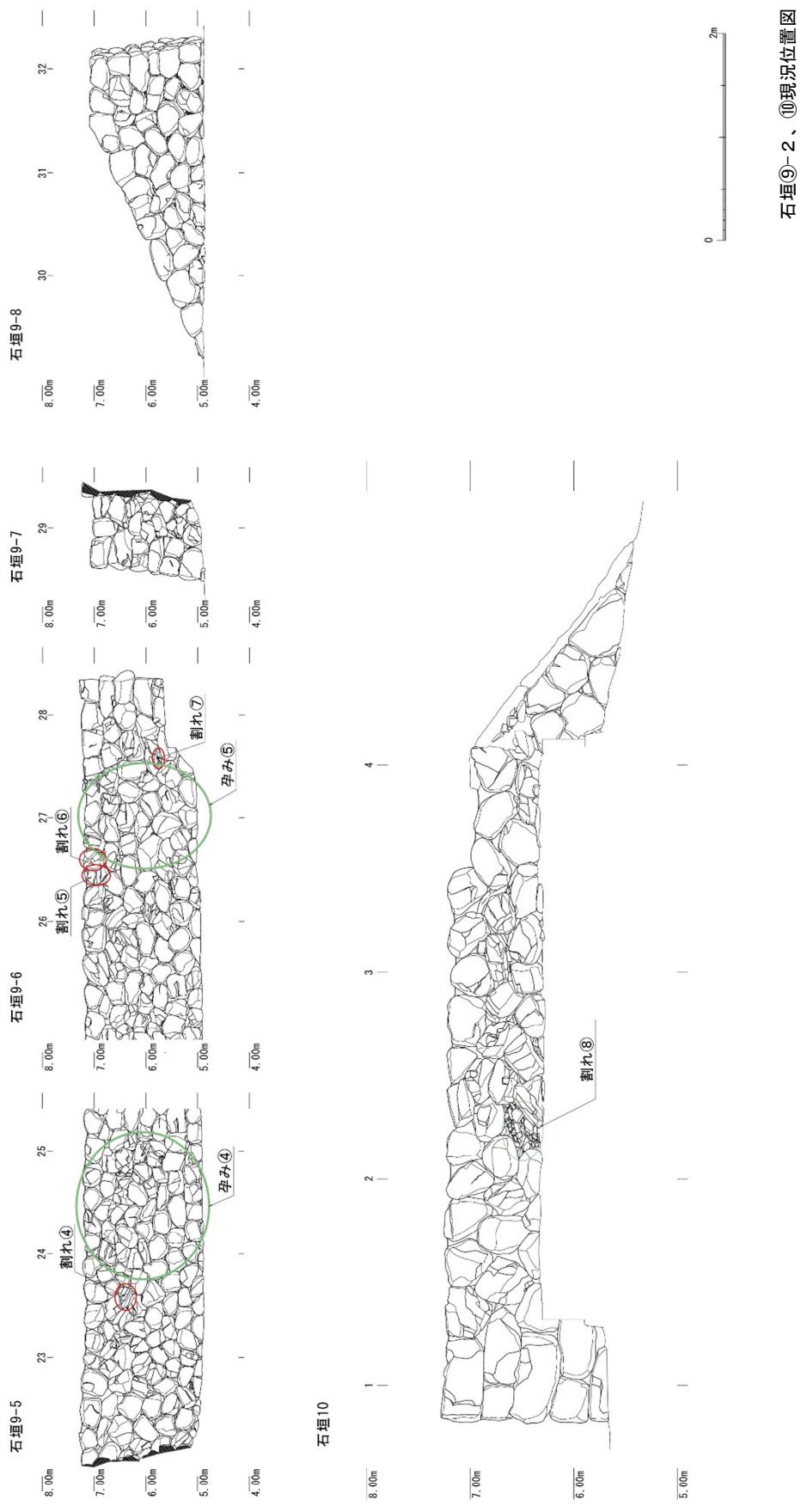
石垣7-7現況位置図





石垣⑨-1 現況位置図





石垣⑨-2、⑩現況位置図

4. 関係法令

(1) 文化財保護法（抜粋）

(昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号) 最終改正：令和 3 年法律第 22 号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 豊かな、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(中略)

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十三条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十二条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構え)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からの効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環

境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十一条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十二条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第百十三条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適當でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十四条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適當な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十六条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたこと

によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないので、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ぜることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

（関係行政による通知）

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他の文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ぜることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいづれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施される見込まれること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならぬ。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徵収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のために他に方法がないと認めるときは、調査に當たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 31 年文部科学省令第 7 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に關する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文

化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることが要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るもの処理を開始する日

(3) 文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年政令第 267 号）

最終改正：令和 6 年政令第 174 号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事、以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百八十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十二条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条

第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要な形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号スに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において

- て準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十九ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第二百五十五条第一項（法第二百二十条及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第二百三十条（法第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二百三十三条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

令和〇年〇月 発行

国史跡土佐藩砲台跡保存活用計画

編集・発行：須崎市教育委員会

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-8591

FAX：0889-40-0073